

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十一号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二イ教育職給料表(イ)の表中「一万八百元」を「一万九百元」に、「二万千円」を「二万二千円」に、「一万千六百円」を「一万千七百円」に改める。

別表第二ロ教育職給料表(ロ)の表中「一万九百元」を「二万千円」に、「二万二千円」を「二万二千円」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。